

平成20年度(第1期)

鶴ヶ島市寄附によるまちづくり基金

報 告 書



埼玉県鶴ヶ島市

はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より、鶴ヶ島市政に格別のご支援、ご協力を賜り、心からお礼を申し上げます。

このたびは、「鶴ヶ島市寄附によるまちづくり基金」にご寄附を賜り、改めて衷心より感謝いたします。

市では、寄附を通じた新たな市民参加により、寄附者と地域、そして鶴ヶ島のまちづくりを結ぶため、「鶴ヶ島市寄附によるまちづくり条例」を平成20年4月に施行し、「鶴ヶ島市寄附によるまちづくり基金」を設けました。この基金は、寄附者の方々が政策メニューの中から寄附金で充実を望む政策を選択し、市がその寄附金を財源に政策の実現を図るものです。この制度は、寄附金で政策を選択することから選挙にたとえて「寄附による投票」と呼ばれ、市民との連携・協力による「市民協働」を進める上での新たな参画の手法であります。寄附を通じたさまざまな人々の思いが、子どもたちの笑顔や地域の方々の健康などへと姿を変え、多くの市民の笑顔、そして活力ある鶴ヶ島を育むという循環したまちづくりを進めようというものです。

この仕組みの導入にあたり、多大なご協力とご指導をいただきました寄付市場協会（渡辺清会長）に対し、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

ご寄附いただきました寄附金は、ふるさと鶴ヶ島、未来を担う子どもたちのために有効に活用させていただきます。今後とも多くの皆さまからのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ここに「鶴ヶ島市寄附によるまちづくり基金」の平成20年度の報告をさせていただきます。

平成21年6月

鶴ヶ島市長 **藤縄 善朗**

1 寄附の概況

平成 20 年度（第 1 期）は、寄附者延べ 18 名から総額 676,804 円の寄附がありました。政策メニュー別では、①「未来を担う子どもたちを応援する事業」が 98,516 円（9 件）、②「地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業」が 175,000 円（3 件）、③「身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業」が 10,000 円（1 件）、④「文化・芸術活動を振興するための事業」が 35,000 円（3 件）、⑤「活力に満ちたまちづくりのための事業」が 140,000 円（3 件）となっています。このほか「指定なし」が 218,288 円（4 件）でした。

地域別では、鶴ヶ島市が 616,804 円（14 人）、鶴ヶ島市外が 60,000 円（4 人）となっています。

個人・団体別では、個人が 346,753 円（11 人）、団体が 330,051 円（7 人）となっています。

2 寄附財源による事業化

寄附財源を予算化しての事業は行っておりません。

平成 21 年度は、政策メニューの下により具体的な事業メニューを提示してふさわしい事業の展開を図ってまいります。

3 寄附の受入れ状況

(1) 月別

(単位 金額：円、件数：件、人数：人)

月	①未来を担う子どもたちを応援する事業		②地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業		③身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業		④文化・芸術活動を振興するための事業	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
4月	15,000	2	-	-	-	-	5,000	1
5月	10,000	1	100,000	1	-	-	-	-
6月	-	-	-	-	-	-	-	-
7月	2,500	1	-	-	-	-	-	-
8月	-	-	-	-	-	-	-	-
9月	-	-	-	-	-	-	-	-
10月	-	-	65,000	1	-	-	-	-
11月	-	-	-	-	-	-	20,000	1
12月	10,000	1	-	-	-	-	-	-
1月	30,000	1	-	-	-	-	-	-
2月	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1
3月	21,016	2	-	-	-	-	-	-
計	98,516	9	175,000	3	10,000	1	35,000	3

月	⑤活気に満ちたまちづくりのための事業		指定なし		合計		
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	人数
4月	-	-	81,535	1	101,535	4	3
5月	-	-	-	-	110,000	2	2
6月	-	-	-	-	-	-	-
7月	-	-	120,000	1	2,500	1	1
8月	-	-	6,753	1	120,000	1	1
9月	-	-	-	-	6,753	1	1
10月	-	-	-	-	65,000	1	1
11月	30,000	1	10,000	1	20,000	1	1
12月	100,000	1	-	-	50,000	3	3
1月	10,000	1	-	-	130,000	2	2
2月	-	-	-	-	50,000	5	1
3月	-	-	-	-	21,016	2	2
計	140,000	3	218,288	4	676,804	23	18

注) 1回の寄附で複数の使途を指定することがあるため、各使途の件数の和は人数と一致しません。

(2) 地域別内訳 (単位 金額：円、人数：人)

市区町村名	金額	人数
鶴ヶ島市	616,804	14
川越市	20,000	2
坂戸市	10,000	1
東京都文京区	30,000	1

(3) 個人・団体別内訳 (単位 金額：円、人数：人)

区分	金額	人数
個人	346,753	11
団体	330,051	7

(4) 個人の寄附者の方々 (敬称略) (単位：円)

氏名	住所	①子ども	②健康福祉	③緑	④文化芸術	⑤まちづくり	指定なし	合計
田中 光子	鶴ヶ島市	5,000	0	0	5,000	0	0	10,000
田中 光子	鶴ヶ島市	0	0	0	20,000	0	0	20,000
勝浦 信幸	坂戸市	10,000	0	0	0	0	0	10,000
佐藤 勝代	鶴ヶ島市	0	0	0	0	100,000	0	100,000
寄附者 1	鶴ヶ島市	10,000	0	0	0	0	0	10,000
寄附者 2	鶴ヶ島市	30,000	0	0	0	0	0	30,000
寄附者 3	東京都文京区	0	0	0	0	30,000	0	30,000
寄附者 4	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	120,000	120,000
寄附者 5	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	6,753	6,753
寄附者 6	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	10,000	10,000

注) お名前は、ご了解を得た方のみ掲載しています。掲載を望まない方は、寄附者としています。

注) 寄附をいただいた順に掲載をしています。

(5) 団体の寄附者の方々 (敬称略) (単位：円)

氏名	住所	①子ども	②健康福祉	③緑	④文化芸術	⑤まちづくり	指定なし	合計
共和エンジニアリング株式会社	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	81,535	81,535
サンラット株式会社	川越市	10,000	0	0	0	0	0	10,000
第一日典株式会社	鶴ヶ島市	0	100,000	0	0	0	0	100,000
いきいき健康サークル♪	鶴ヶ島市	2,500	0	0	0	0	0	2,500
鶴ヶ島市ゴルフ協会	鶴ヶ島市	0	65,000	0	0	0	0	65,000
トナカイオフィス	鶴ヶ島市	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	0	50,000
サンラット株式会社	川越市	10,000	0	0	0	0	0	10,000
栄屋酒店	鶴ヶ島市	11,016	0	0	0	0	0	11,016

注) 寄附をいただいた順に掲載をしています。

(6) 寄附者からのメッセージ

皆さまから温かいメッセージをいただきましたのでご紹介します。

- ・第14回鶴ヶ島市民ゴルフ大会参加者チャリティーの一部を寄附させていただきます。(鶴ヶ島市・団体)
- ・私のサークルを通じて、地域の皆様が健康的に減量し、生活習慣病を予防することで、地域の子どもたちが健全に成長することが願いです。(鶴ヶ島市・団体)
- ・子どもたちのために使っていただきたいと寄附しました。(川越市・団体)
- ・若葉駅周辺の発展の為。(鶴ヶ島市・個人)
- ・子どもたちの住みやすい環境作りにぜひとも役立てていただきたく、わずかな金額ではありますが、ぜひとも寄付させていただきたいと思います。(川越市・団体)
- ・お子様の幸福のためにお願い致します。(鶴ヶ島市・団体)



4 政策メニューリスト

1 未来を担う子どもたちを応援する事業

子どもの居場所づくりなどの子育て支援、青少年の健全育成、教育環境の充実、子どもの見守り活動、児童図書の実、子どもたちのスポーツ・文化・芸術活動の支援などの事業に充てます。

2 地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業

市民の健康づくり及び高齢者の居場所づくりや介護予防などの高齢者福祉、障害者支援、助け合いによる地域福祉の推進、スポーツ・レクリエーションなどの事業に充てます。

3 身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業

花と緑のまちづくり、水辺の保全、ふるさと景観の継承、地球温暖化防止をはじめとした環境保全、省エネルギー、持続可能な循環型社会の推進などの事業に充てます。

4 文化・芸術活動を振興するための事業

文化財、伝統文化・伝統行事の保護、芸術鑑賞、文化交流、表現・創作活動の支援などの事業に充てます。

5 活力に満ちたまちづくりのための事業

産業の振興、祭り・イベントの支援、団塊世代の活動支援、ボランティア・市民活動の支援など地域の活性化に資する事業に充てます。

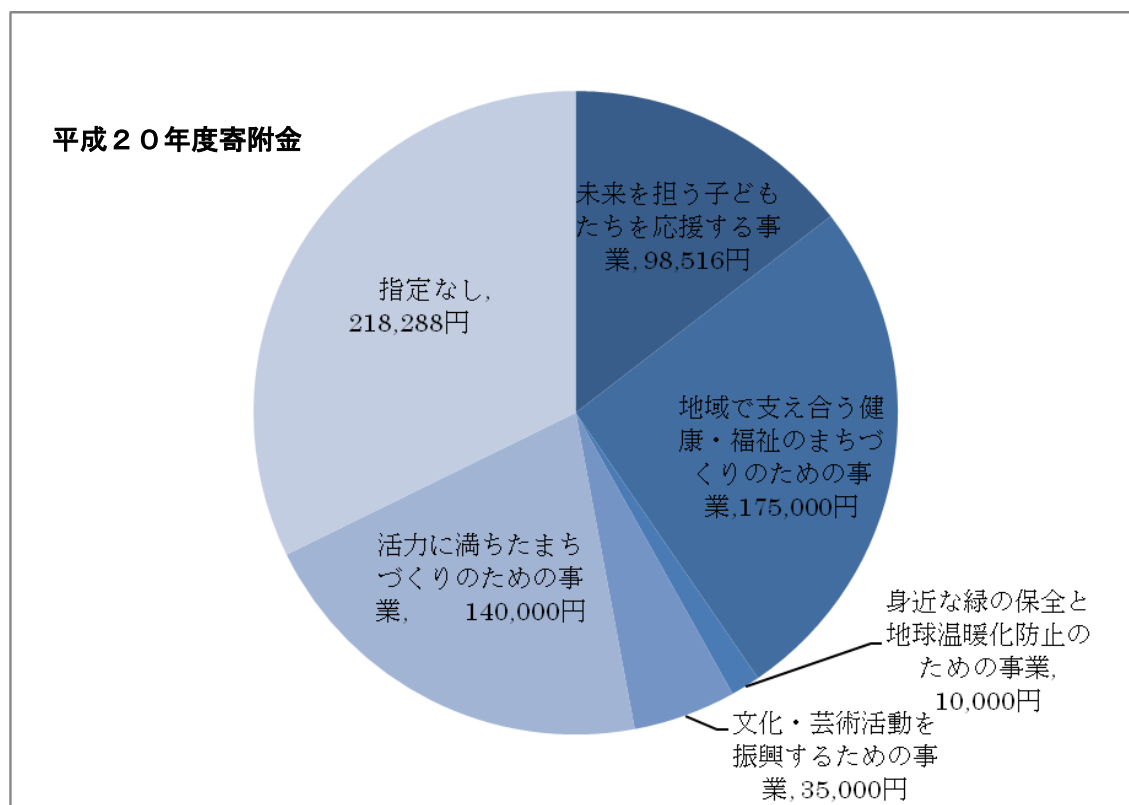
5 基金の年度末現在高

(単位：円)

政策メニューの項目	平成20年度 寄附金	年度末 基金現在高
未来を担う子どもたちを応援する事業	98,516	98,516
地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業	175,000	175,000
身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業 ※	10,000	915,000
文化・芸術活動を振興するための事業 ※	35,000	6,130,000
活力に満ちたまちづくりのための事業	140,000	140,000
指定なし	218,288	218,288
合計	676,804	7,676,804

※特定目的基金見直しにより、平成21年3月で「鶴ヶ島市緑の基金」、「鶴ヶ島市文化振興基金」が廃止となりました。この2つの基金には、市の一般財源のほかに寄附金として積み立てられたものがあり、寄附者の意思を引き継ぐため、その寄附金分を「寄附によるまちづくり基金」の『身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業』、『文化・芸術活動を振興するための事業』にそれぞれ引き継ぎました。

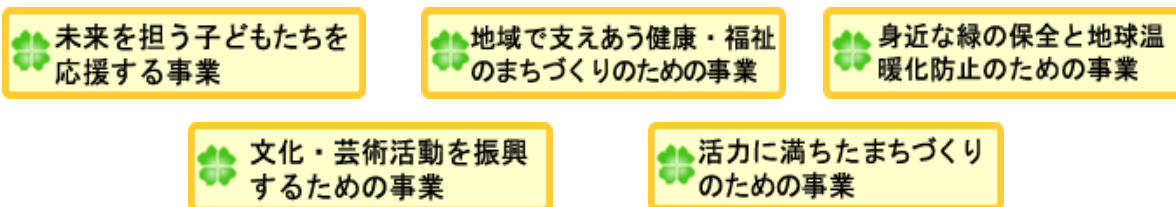
(引継ぎ金額) 「鶴ヶ島市緑の基金」からの寄附金分 905,000円
「鶴ヶ島市文化振興基金」からの寄附金分 6,095,000円



6 鶴ヶ島市寄附によるまちづくり基金の概要

1 寄附金の使い方

皆さまから頂いた寄附金は、「鶴ヶ島市寄附によるまちづくり基金」に積み立て、5つの事業に使用させていただきます。



2 寄附金の額

寄附金は、1口5,000円として、何口でも受け付けます。5,000円以下の金額でも受け付けます。

3 寄附の手続き

「寄附申込書」により5つの事業の中から希望するものを指定し、Eメール、FAX、郵送にて申し込んでください。市から

- ①インターネットによるクレジットカード支払い（5,000円以上）
- ②銀行窓口支払い
- ③市役所、市民活動推進センターでの現金支払い

のご案内をします。入金をお願いいたします。

「寄附申込書」は、鶴ヶ島市ホームページからダウンロードまたは電話でもお取り寄せできます。その他不明な点は、お気軽にお問合せください。

4 その他

鶴ヶ島市への思いを「寄附金」の形にして応援いただくと、税制の優遇（所得税・住民税の軽減）を受けることができます。

5 寄附の受付・問い合わせ先

〒350-2292 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1

鶴ヶ島市役所 市民生活部市民協働推進課

電話 049-271-1111（代表）

FAX 049-271-1190（代表）

Eメール 10400010@city.tsurugashima.lg.jp

(目的)

第1条 この条例は、寄附を通して、市民、企業、鶴ヶ島出身者等の意向を反映した政策を実施することにより、さまざまな人々の参加による個性豊かで活力のあるまちづくりとふるさとづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条の目的のため、市に対し寄附を行う者（以下「寄附者」という。）の意向を反映するための事業は、次のとおりとする。

- (1) 未来を担う子どもたちを応援する事業
- (2) 地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業
- (3) 身近な緑の保全と地球温暖化防止のための事業
- (4) 文化・芸術活動を振興するための事業
- (5) 活力に満ちたまちづくりのための事業

(寄附金の指定等)

第3条 寄附者は、寄附を行う際に、前条各号に掲げる事業のうち当該寄附者の寄附金を財源の一部として実施する事業を指定するものとする。

- 2 市長は、寄附者が前項の規定による指定を行わなかったときは、事業の指定を行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、当該寄附者に対し、その旨を報告するものとする。

(基金の設置)

第4条 第2条各号に掲げる事業の財源に充てる寄附金を適正に管理するため、鶴ヶ島市寄附によるまちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(寄附者への配慮)

第5条 市長は、基金の積立て、管理、処分その他の基金の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分に配慮するものとする。

(積立て)

第6条 基金として積み立てる額は、第2条各号に掲げる事業の財源に充てるために寄附された寄附金の額とする。

(管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

第8条 基金の管理から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第9条 基金は、第2条各号に掲げる事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年度の終了後3月以内に、この条例の運用状況について、議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。



寄附でまちは変わる
つるがしま

【監修：寄付市場協会(株) 会長 渡辺 清 氏】

発行/編集/印刷

〒350-2292 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1
鶴ヶ島市役所 市民生活部市民協働推進課

T e l : 049-271-1111

F a x : 049-271-1190

E-mail : 10400010@city.tsurugashima.lg.jp

Homepage : <http://www.city.tsurugashima.lg.jp>